

第2部 平成19年度においてもものづくり基盤技術の振興に関して 講じた施策

1. ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

①経済成長戦略大綱の策定

「日本型経済成長モデル」を実現するため、人口減少が本格化する2015年までの10年間に取り組むべき施策について、2006年7月に政府・与党で取りまとめた「経済成長戦略大綱」を2007年6月に改定・極限状態における高信頼性が求められる次世代環境航空機、次世代軽水炉・高速増殖炉サイクルなど、我が国の製造業の更なる発展に必要な部品・材料産業の高度化にも大きく貢献する新産業群の実現に向けた環境整備や研究開発を積極的に推進することとされた。

②研究開発促進税制（減税規模 6,060億円（2007年度））

企業が行う研究開発活動に対して、試験研究費の総額に係る税額控除制度〔総額の8～10%〕※①、及び試験研究費の増加額※②に係る税額控除制度〔増加額の5%〕を引き続き講じた。なお、税額控除の上限は法人税額の20%とされている。

（※）①中小企業及び産学官連携等の特別試験研究費は12%。

②比較対象となる試験研究費は、直近の3事業年度の平均で、直近2事業年度よりも当年の試験研究費が多いことが適用の条件。2008年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される時限措置。

③技術戦略マップの策定

2005年3月に20分野からなる「技術戦略マップ」を策定し、その後、毎年、分野拡充や各分野の見直し（ローリング）を行い、2007年4月には25分野で「技術戦略マップ2007」を策定した。

④研究開発プログラムの着実な推進（2,129億円）

「科学技術創造立国」の実現に向け、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料のいわゆる重点推進4分野を中心に、研究開発と成果の導入普及支援等を一体的に推進する「研究開発プログラム」を引き続き推進し、科学技術の振興によるイノベーションの創出を促進した。

⑤営業秘密管理・技術流出防止の徹底

2007年1月から施行された改正不正競争防止法（営業秘密侵害罪の罰則強化等）の内容を周知すべく、全国15ヶ所において説明会を開催した。また、「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会」において、産業競争力の維持・強化及び安全保障上の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討した。

ものづくり事業者と大学等の連携

①産学人材育成パートナーシップ

我が国の人材育成における産学連携の好循環を創出すべく、大学界と産業界が人材育成に関する対話と行動を行う場として、文部科学省と経済産業省の連携の下、2007年度から「産学人材育成パートナーシップ」を創設した。

②アジア人財資金構想（30億5,000万円）

アジア等からの優秀な留学生の我が国における国内就職の機会拡大を図り、アジア規模での人材育成に貢献するため、2007年度から「アジア人財資金構想」事業を開始した。日本企業に就職を希望する留学生への、専門教育からビジネス日本語教育、インターンシップ、就職支援等までを一貫して支援する、産学連携人材育成プログラムの開発・実施支援を実施

2. ものづくり労働者の確保等に関する事項

失業の予防その他雇用の安定

①日本版デュアルシステムの導入（73億8,700万円）

若年者を対象として企業における実習訓練とこれに密接に関連した教育訓練機関における座学を組み合わせることで実施することにより一人前の職業人を養成する日本版デュアルシステムについて、民間教育訓練機関等の取組を促進した。

職業能力の開発及び向上

①離転職者に対する職業訓練

厳しい雇用情勢が続く中で、ものづくり労働者を含め離職を余儀なくされた者の円滑な再就職の促進を図るため、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学、NPO、求人企業等あらゆる民間教育訓練機関を委託先として活用して職業訓練を実施している。

②人材投資促進税制(減税規模 160億円(2007年度))

従業員の教育訓練に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の額の一定割合を法人税額から控除する措置を講じた。具体的には、教育訓練費の額が前2期の教育訓練費の平均額から増加した場合、当該増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額等から控除する。中小企業者については、教育訓練費の額が前2期の教育訓練費の平均額から増加した場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(最大20%)を乗じた金額の税額控除との選択を認めている。

3. ものづくり基盤産業の育成に関する事項

産業集積の推進等

①知的クラスター創成事業（第Ⅰ期・第Ⅱ期）（89億円）

自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関を核とし、関連研究機関、研究開発型企业などが集積する研究開発能力の拠点（知的クラスター）創成の取組を支援した。2007年度から開始した知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）では「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する。

また、経済産業省の産業クラスター計画参加企業と知的クラスター創成事業実施地域内の大学などの共同研究への支援などを行った。）

②地域企業立地促進等事業費補助事業（21億3290万円）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、地域が自らの特色を踏まえて基本計画を策定し、基本計画の実現に向けた企業誘致活動や人材育成の取組への補助を行った。

③産業クラスター計画関連の支援（12億円）

産業クラスター計画は、地域の中堅中小企業が大学、公的研究機関等とのネットワークを形成し、新事業が次々と生み出されるようイノベーションの苗床を整備している。現在、全国で18プロジェクトを展開し、世界市場を目指す約10,700社の中堅・中小企業、約290の大学（高専を含む）が、広域的なネットワークを形成し、全国の公設試験研究機関、金融機関、商社等の約2,450の機関、企業が産業クラスターを支援している。

中小企業の育成

①下請取引の適正化

i) 下請取引の適正化を推進するため、「下請代金法」に基づき、約220,400件の親事業者、下請事業者に対する書面調査、約740件の親事業者に対する立入検査を実施し、書面調査及び立入検査の結果に基づき下請代金法違反の事実又はそのおそれがみられた約9,600件の事業者に対する改善指導等（うち勧告8件）を行った。（ただし、件数は2007年4月から12月までのもの）

ii) また、下請代金法等を普及啓発する観点から、親事業者及び下請事業者の外注（購買）担当者等を対象として、下請取引改善講習会等を開催した。

iii) このほか、政府の「成長力底上げ戦略」を踏まえ、中小企業の生産性向上のため、元請企業・下請企業間の望ましい取引関係の事例等を盛り込んだ「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を2007年度には10業種について策定した（一部非製造業も含む）。

4. ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

学校教育におけるものづくり教育

①キャリア教育実践プロジェクト（2億3,200万円）

児童生徒の勤労観、職業観を育てるため、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施し、地域の協力体制の構築等を通じ、キャリア教育の推進を図った。

②ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業(3億5,800万円)

専門高校と地域産業界が連携した長期間の企業実習や企業技術者による学校での実践的指導等を通じ、地域のものづくり産業を支える人材を育成するための事業を文部科学省・経済産業省共同で実施した。

③「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」（1億8,000万円）

専門高校が、大学・研究機関などと連携を図りながら、先端的な技術・技能などを取り入れた特色ある教育を推進することを支援した。

④ものづくり技術者育成支援事業（1億5,000万円）

大学・短期大学・高等専門学校を対象に、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び技術を併せ持ったものづくり技術者の育成を支援した。

⑤専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン（1億4,700万円）

専修学校が高等学校と連携し、高校生に対して職業に関する知識・技能・資格等の事例紹介や職業体験講座等の多様な職業体験の機会を提供するとともに、若年者の職業意識の涵養を図るための職業体験講座等を各地で開催し、ものづくりに資する技術・技能の学習意欲と職業意識の醸成を図った。

5. その他ものづくり基盤技術の振興に関して必要な事項

①ものづくり日本大賞の実施（第一部付論参照）

製造現場のものづくりや伝統的な匠の技を支える人材を確保・育成し、このような人材の意欲を高めるとともに、その存在が広く社会に知られることを目指し、ものづくりの中核を担う中堅人材、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材や、今後を担う若年人材と各世代に渡り優秀な人材に対し、内閣総理大臣が表彰を行う、ものづくり日本大賞の第二回表彰を実施（2007年8月10日に20件45名、さらに同年12月17日に技能五輪国際大会金メダリスト18名を内閣総理大臣表彰）するとともに、各種の広報事業を行った。